

要望等に対する回答について

要望年月日：令和6年7月16日

要望団体名：国道281号整備促進期成同盟会

※「県政への反映区分」は別紙のとおり

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
1 国の公共事業関係費の大幅な増額について	<p>近年、国の公共事業関係費（当初予算）は、6兆円程度で推移していますが、令和6年度は、令和5年度補正予算で措置された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」関連分と合わせて、7.4兆円の規模となっています。</p> <p>岩手県では、令和7年度政府予算に係る提言・要望において、地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業関係費の総額を安定的・持続的に確保するとともに、直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等県内の公共事業に係る予算を確保するよう国に要望しているところです。</p> <p>県としては、公共事業関係費の確保について、今後も様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。</p>	B
2 道路関係の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の計画的な事業推進に必要な予算の別枠確保と大規模災害復旧時の支援に必要な地方整備局等の人員体制の充実・強化、災害対応に必要な資機材の確保について	<p>岩手県では、災害に強い道路ネットワークの構築などの防災・減災対策を推進するため、令和7年度政府予算に係る提言・要望において、国の公共事業関係費の安定的・持続的な確保と併せ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、これまでのペースを緩めることなく、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、例年以上の規模の予算・財源を当初予算において別枠で確保し、その取組を計画的に推進するとともに、改正国土強靱化基本法に基づく国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算に加えて別枠でこれまで以上に確保することにより、5か年加速化対策後も継続的・安定的に切れ目なく対策を講じるよう要望しているところです。(B)</p> <p>また、自然災害に備えるため、地方整備局等の体制を充実・強化するとともに、災害対応に必要な資機材を確保するよう要望しており、今後も様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。(B)</p>	B : 2

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
3 老朽化により劣化・変状が予測される道路施設の安全対策への財政支援と機能強化について	<p>道路施設の老朽化対策を推進するため、令和2年度から国において「道路メンテナンス事業補助制度」が創設されたほか、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」には、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」が位置付けられ、これまで約116億円が措置されたところです。</p> <p>岩手県では、これらの予算を活用し、国道281号の九蔵坂トンネルや鱒滝トンネルなどの道路施設の老朽化対策に重点的に取り組んでおり、令和7年度政府予算に係る提言・要望においても、道路施設の老朽化対策を含めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の更なる推進や、道路施設の定期点検及び修繕等に対する財政措置等を国に要望したところであり、今後とも、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。</p>	B
4 地方経済の好循環等、地方創生の充実・強化を推進することについて	<p>岩手県では、令和7年度政府予算に係る提言・要望において、道の駅の防災機能強化等に必要な予算の確保を含めた「災害に強い県土づくりへ向けた防災・減災対策への支援」を国に要望したところであり、今後とも、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。</p>	B
5 必要な事業量の確保と新たな財源の創設について	<p>国土強靱化に資する防災・減災対策、インフラ老朽化対策等を強力かつ計画的に推進するためには、これまでのペースを緩めることなく、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な予算を当初予算において別枠で安定的に確保していく必要があります。このため、岩手県では、令和7年度政府予算に係る提言・要望において、改正国土強靱化基本法に基づく国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算に加えて別枠でこれまで以上に確保することにより、5か年加速化対策後も継続的・安定的に切れ目なく対策を講じるよう要望しており、今後も様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。</p>	B
6 滝沢市～岩手町間（国道4号重複区間）の4車線化について	<p>岩手県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和7年度政府予算に係る提言・要望において、滝沢市～岩手町間を含む国道4号の4車線化について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。</p>	B

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
7 地域住民の通行の安全確保のため、岩手町大坊地区における歩道整備の事業化について	歩道整備については、県内各地から多くの要望があることから、必要性、緊急性を考慮しながら整備を進めている状況です。 要望の箇所については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	C
8 葛巻町城内小路地区の改良整備事業（道路拡幅及び線形改良）の事業化について	城内小路地区の改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	C
9 葛巻町繫地区～小屋瀬地区間の改良整備（道路拡幅、線形改良及び歩道整備）の事業化について	葛巻町繫地区～小屋瀬地区間の改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	C
10 久慈市山形町平庭地区の改良整備（道路拡幅及び線形改良）の事業化について	平庭地区については、これまでルート検討や環境調査等を行ってきた経緯があり、長大トンネルを含む大規模な事業となることを見込まれることから、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	C
11 久慈市山形町案内～戸呂町口間、戸呂町口～久慈間の改良整備事業の推進について	案内～戸呂町口間については、線形不良区間の解消を図るため「案内～戸呂町口工区」として整備を進めています。令和6年度は道路改良工事を進める予定であり、今後とも整備推進に努めていきます。(A) 戸呂町口～久慈間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	A : 1 C : 1
12 久慈市荒町地区の電線地中化の確実な事業推進について	荒町地区の電線地中化については、令和6年度は現地の詳細調査を行う予定であり、早期整備に向けて取り組んでいきます。	A
13 久慈市大川目地区（森地区、生出町地区）及び川貫地区の歩道整備事業の推進について	歩道整備については、県内各地から多くの要望があることから、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。生出町地区については、令和6年度から詳細設計に着手する予定であり、早期整備に向けて取り組んでいきます。(A) その他要望の箇所については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C : 2)	A : 1 C : 2

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
14 久慈市街地の交通渋滞解消及び災害時の輸送ルートを確保するため、津波浸水想定区域を回避し、国道45号へ接続するバイパスの建設について	<p>国道45号へ接続する国道281号の久慈市街地のバイパスについては、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	C
15 「岩手県新広域道路交通計画」における構想路線「(仮称)久慈内陸道路」の早期実現について	<p>令和3年に策定した「岩手県新広域道路交通計画」では、国道281号を一般広域道路に、さらに、これに重ねる形で「(仮称)久慈内陸道路」を将来的に高規格道路としての役割を期待する構想路線に位置付けました。</p> <p>この計画に基づき、国道281号については、将来的な高規格道路化を見据えた規格により、トンネル等による整備を順次進めているところであり、引き続き、令和2年度に事業化した久慈市「案内～戸呂町口工区」の整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>また、久慈内陸道路については、路線全体の整備の考え方やおおまかなルートの検討状況などについて、沿線の市町村と丁寧に意見交換しながら調査の熟度を高めていきます。(C)</p>	A : 1 C : 1

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満したしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満したしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満したしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満したしたもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満したしたもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満していないもの</p> <p>(例)・制度・条例等の新設・改正等を要するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・ 市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類